

作業要領

1. 登録について

- 以下のURLにアクセスの上、回答者情報（メールアドレス等）を入力してください。
URL：<https://monka-chosa.qa-web.jp/index.php/238753?lang=ja>
- 外部システムから受信できるメールアドレスが別にある場合は、そのメールアドレスをご登録ください。
- メールアドレスに誤りがあると、回答を行うことができませんので、注意してください。
- 回答用の専用個別URLが送付されるメールが、迷惑メールフォルダに振り分けられたり、ファイアウォール等のセキュリティ上の問題で受信できないこと等が考えられます。登録後1時間を経過してもメールが届かない場合は、次の【システムに関する問合せ先】まで連絡してください。
【システムに関する問合せ先】
株式会社アイフィス（文部科学省からの運營業務請負者）（梶栗、遠藤）
TEL 03-5395-1203（受付時間：9時30分から17時30分（土日祝除く））

2. ウェブ上での回答者について

- 都道府県立学校（公立大学法人が設置する附属学校を含む。）について
→都道府県教育委員会、公立大学法人（※）
 - 市区町村立学校（公立大学法人が設置する附属学校を含む。）について
→市区町村教育委員会、公立大学法人（※）
 - 私立学校について
→都道府県知事部局
 - 国立大学法人が設置する附属学校について
→国立大学法人
 - 株式会社立学校について
→設置認可自治体
- ※公立大学法人が設置する附属学校については、都道府県が設置する場合は「都道府県立学校」、市区町村が設置する場合は「市区町村立学校」として御回答ください。

3. 回答について

- 上記1により、登録したメールアドレスに追って回答用の専用個別URLが送付されますので、そちらにアクセスの上、以下の（1）具体的な回答手順等に従い、回答してください。
- 御参考までに、ウェブ上で回答いただく調査内容を別添2として添付していますので、適宜活用してください。

（1）具体的な回答手順

- （ア）上記1で登録したメールアドレスに送付された回答用の専用個別URLにアクセスし、基本情報入力（「教育委員会名・法人名等」「担当者所属」「担当者職・氏名」）を直接入力する。
- （イ）該当する調査区分を次から選択する。
 - ・ 国立大学法人
 - ・ 都道府県教育委員会
 - ・ 市区町村教育委員会（指定都市を含む。）
 - ・ 公立大学法人
 - ・ 都道府県知事部局
 - ・ 株式会社立学校設置認可自治体
- （ウ）「地方公共団体コード」を「999999」と入力する。
- （エ）「都道府県」をプルダウンから選択する。
- （オ）「学校において受け入れた児童生徒数」において、次の5項目について、学校種ごとに入力する。
 - ① 岩手県から受け入れた数
 - ② 宮城県から受け入れた数
 - ③ 福島県から受け入れた数
 - ④ 上記3県以外から受け入れた数

⑤ 都道府県内の学校から受け入れた数

【(オ) における回答上の注意事項】

- ・ 岩手県、宮城県及び福島県並びに仙台市の学校において、県内の学校から受け入れた場合は「⑤ 都道府県内の学校から受け入れた数」に入力すること。
 - ※ 例 岩手県において岩手県内から受け入れた場合は「①岩手県から受け入れた数」ではなく、「⑤ 都道府県内の学校から受け入れた数」へ入力。
- ・ 「④ 上記3県以外から受け入れた数」について：
岩手県、宮城県及び福島県以外の都道府県からの受入れ状況であり、東日本大震災の影響によるものと確認された者（同一都道府県内からの受入れは除く。）とすること。
- ・ 「⑤ 都道府県内の学校から受け入れた数」について：
東日本大震災の影響で、同一都道府県内の他の学校（例：内陸部の学校が沿岸部の学校）から受入れを行った者（同一市区町村内・外を問わない。）とすること。
- ・ 平成23年3月11日以降に受け入れた数を全て合算するのではなく、平成30年5月1日現在の数を回答すること。
 - ※ 例1：平成30年3月20日までの転入学の数が10名であり、4月1日に1名転出し、4月30日に1名転入した場合
→ 受け入れた人数を全て合算した「11名」ではなく、平成30年5月1日現在の「10名」と回答。
 - ※ 例2：平成30年3月20日までの転入学の数が10名であり、4月30日までに更に10名が転入し、転出者はいなかった場合
→ 平成30年5月1日現在の「20名」と回答。

※受入れ状況を回答するに際し、Q&Aを添付しておりますので、併せて御参照ください。

(カ) 次の2項目について、就学状態別に入力する。

- ① 転入学
- ② 事実上の就学

【(カ) における回答上の注意事項】

- ・ 「② 事実上の就学」とは、転入学の手続きは行っていないが、授業に参加することとする。

(キ) 「特記事項」の欄に、受入れに際して配慮した事例等を必要に応じて入力する。

(2) 操作上の注意点

- 上記(1)の回答作業中、前の設問に戻りたい場合は、ページ下部にある「前へ」のボタンで戻ってください。ブラウザの戻るボタンで戻った場合は、アクセスが途切れる可能性があります。
- 上記(1)の回答作業の途中でブラウザを閉じた場合、入力した内容は一時保存されています。回答用の専用個別URLに再度アクセスいただければ、途中から回答することが可能です。
- 回答を送信後、「あなたの回答印刷」ボタンからPDF出力し回答を保存することができます。
- 回答完了後、誤回答等により修正が必要な場合は、回答用URLに再度アクセスの上、再度送信ください。